

台湾の信託業とその規制法の 制定にかかる史的考察

李

娜*

目 次

- I 台湾に信託業法が整備されるまでの信託業の状況及び法令
 - 一. 信託業法が制定されるまでの法制度
 - 二. 信託業法が制定されるまでの業務状況
 - 1. 光復の初期——厳しい監督
 - 2. 信託業の解禁——信託投資会社の創設
 - 三. 問題点
 - 1. 信託業務に関する法理の欠如
 - 2. 不分明な信託投資会社の位置付け
 - 3. 関連する法制度の間での不整合
 - 4. 監督の欠如とリスクの懸念
- II 台湾における信託業法の制定及び影響
 - 一. 台湾信託業法の儀範——日本信託業法の制定の事情
 - 1. 日本信託業法制定前の信託業の状況
 - 2. 信託業法の制定及び影響
 - 3. 日本信託業法制定の示唆
 - 二. 台湾における信託業法の制定
 - 1. 信託業務に関連する基本的な法制度の整備
 - 2. 正当な信託業者の規制
 - 3. 真正な信託業務の展開

* リ・ナ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

I 台湾に信託業法が整備されるまでの 信託業の状況及び法令

台湾の信託業法は、信託法の制定に遅れること約4年、2000年7月19日に公布、施行された。実際のところ、台湾の信託事業の基盤は、中国と同様に、信託業法が公布される以前に築かれていたものの、法律上の基盤が整備されていなかったことから、大きく発展することはなかった。

一. 信託業法が制定されるまでの法制度¹⁾

中華民国政府が中国大陸から台湾に移転する（1949年）前の1931年3月28日に、「銀行法」が制定され、その29-32条で、銀行の信託業務兼営及び経営規則に関する規定が設けられてはいた。もっとも、その内容は、銀行の信託業務に関する承認手続き、信託財産の独立、信託資金の分別管理と信託報酬の受領など一般的な規定に止まっていた。政府が台湾に移転する前の1947年9月1日に、第1回銀行法改正の際、第6章として信託会社に関する章は初めて設けられた（83-92条）。

政府が台湾に移転した後、その中国大陸で制定された法体系が、再び台湾で施行されるようになった。台湾は、信託業務を発展させるため、1950年に2回目の銀行法改正を実行した²⁾ほか、行政命令を発出した。信託業法制定以前は、主として、1968年に「華僑による信託投資会社設立に関する審査承認の原則」、1969年に「民間による信託投資会社設立に関する審査承認の原則」、1970年に「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」及び「信託投資会社管理弁法」が定められ、「信託投資会社」の設立基準

1) 『信託法制』（台湾金融研訓院、2011年5月）164頁参照。

2) 1950年の第2回目の銀行法改正は、銀行法の87条及び90条の2つの条文のみの改正が行われ、信託会社の規則に違反した経営に対し、主務官庁がその責任者に科すことのできる過料が調整された。

が確立された。さらに、1973年、台湾政府は、上述の「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」及び「信託投資会社管理弁法」を併合し、新たに「信託投資会社管理規則」を発出した。なお、「銀行法」の第6章が「信託会社」、行政命令が「信託投資会社」としている信託業者の呼称の相違については、1975年に銀行法が改正され、第6章が「信託投資会社」と改称されたことにより統一が図られた。

その後、1984年に政府は、金融市場の発展に応じて、「証券投資信託事業管理規則」及び「証券投資信託基金弁法」を発出し、証券投資信託会社³⁾に対しても規制を始めた。

【表1】 台湾における「信託業法」制定以前の信託投資会社に関する法令

法律	「銀行法」の信託会社に関する章(83-92条)(1950年改正)
	「銀行法」の信託投資会社に関する章(100-115条)(1975年改正)
行政命令	「華僑による信託投資会社投資設立に関する審査承認の原則」(1968年)
	「民間による信託投資会社設立に関する審査承認の原則」(1969年)
	「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」(1970年)
	「信託投資会社管理弁法」(1970年)
	「信託投資会社管理規則」(1973年)
	「証券投資信託事業管理規則」(1984年)
	「証券投資信託基金弁法」(1984年)

2000年に「信託業法」が制定されるまで、台湾の信託業は、主に1973年に制定された「信託投資会社管理規則」及び1975年に改正された「銀行法」により規制された。この後、両者は、幾度も改正がなされ、信託投

3) 「証券投資信託事業管理規則」は、その2条で、証券投資信託事業について、「受益証券を発行によって証券投資信託基金を募集し、当該基金を有価証券に投資する事業」を定義し、その3条で、「証券投資信託事業は株式会社のみによって営まれる。当該会社の資本金は1億台湾ドルに下回ってはならない」と規定した。当該会社が証券投資信託会社であり、その設立・営業は「証券投資信託事業管理規則」によって厳格な規制下に置かれた。

資会社の経営及び発展に大きな影響⁴⁾を及ぼした。

二. 信託業法が制定されるまでの業務状況

「信託業法」が制定されるまで、信託投資会社は、台湾の信託業務の主な担い手であって、台湾の経済を大きく進展させた。しかし、1947年に中華民国政府による統治に復帰した後の10年間は、厳しい監督態勢のため信託業務が大いなる進展を見せることはなかった。信託業務の発展の過程については、以下のような段階に分けられている⁵⁾。

1. 光復の初期——厳しい監督

台湾は、1895年から1945年まで日本の植民地であった。この日本統治時代に、多くの信託会社が誕生し、1920年に頂点達し、24社の信託会社が存在していた。1944年より日本は台湾で日本「信託業法」を施行し、台湾の金融機関を整理した。当時の大手信託会社であった「大東信託株式会社」、「屏東信託株式会社」、「台湾興業信託株式会社」の3社は、強制的に合併させられ、その名も「台湾信託株式会社」と変えた。

1947年、台湾の光復後、中華民国政府は、信託業務に厳格な監督態度で臨み、日本統治時代から残った信託株式会社を整理し、新たに信託会社の設立を認めなかった。政府は「台湾信託株式会社」を接收し、その組織形態を「台湾信託股份有限公司」に転換した。さらに、1947年5月には「華南銀行」を併合して信託部を設け、その業務を引き継がせた。その後、各銀行も信託部を設けたが、これらは1950年以降全て廃止された。従って、その時は、信託業が消滅したわけではないものの、寡少な国民収入並びに

4) 信託法及び信託業法が存在しなかった当時において、「信託投資会社管理規則」及び「銀行法」は、信託法及び信託業法に代わって、台湾信託業に関する基本的な管理態勢を構築し、信託投資会社の設立・業務範囲・経営などを規制したので、その経営及び発展に大きな影響を及ぼした。

5) 陳春山「我国信託業法制之發展」台湾經濟1995年227期73-74頁、王志誠『信託法』（五南圖書出版公司、2011年）8-11頁、前掲注(1)162-163参照。

保守的な理財の方策のため、信託業に対する一般の認識が欠如し、信託業の発展が遅延した⁶⁾。

2. 信託業の解禁——信託投資会社の創設

その後、経済発展に伴って、企業の中長期的資金需要が急騰した。そこで政府は、この金融逼迫に対応するため、金融政策を改め、金融機関の規模の拡大及び種類の多様化により、投資を拡大させることを図った。信託投資会社の創設は、その重要な一つであった⁷⁾。最も早い時期としては、1958年9月の「総統府臨時行政改革委員会総報告」において、信託投資業務を推進し、それに中長期資金供給の任務を担わせることを提唱した。その後、行政院⁸⁾も、「信託投資会社の創設の目的は、信託投資業務の経営により、中長期金融媒介の機能を発揮することである」との報告を出している。

政府は、一連の行政命令の制定により、まず、華僑による信託投資会社の設立⁹⁾、その後、民間による信託投資会社の設立¹⁰⁾を承認した。1971年からは、「台湾第一」、「中国」、「中聯」、「国泰」、「華僑」、「亜州」などの信託投資会社が相次いで正式開業し、台湾の経済発展に大いに貢献した。1978年に至っては、信託業務により調達された信託資金の残高が、台湾の全金融機関の資金残高の7.75%を占めるようになった。それまでの6年間

6) 楊崇森『信託与投資』（正中書局、2001年10月）210頁。

7) 何朝乾「台湾信託業的發展与展望」台湾銀行季刊1997年48巻1期、27頁。

8) 台湾行政院は、台湾における「国家の最高行政機関」（中華民国憲法53条）であり、いわゆる内閣に相当する。行政院長は首相に相当し、中華民国総統が直接任命する。

9) 1968年3月には、政府が「華僑による信託投資会社投資設立に関する審査承認の原則」を定め、海外に居留する同胞の帰国投資を奨励した。

10) 台湾政府は、1969年12月22日の「銀行業務現代化促進計画」及び1970年1月15日の「貯蓄推進強化計画」において、中長期信用体制を構築し、経済勃興のための長期資金を供給するために、民間による信託投資会社設立に関する具体的な措置を打ち出した。行政院は、資本形成を加速し経済発展を促すため、1969年5月14日に「民間による信託投資会社設立に関する審査承認の原則」、1970年3月6日に「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」、1970年11月30日に「信託投資会社管理弁法」を定め、その後は民間投資信託会社の設立と開業が相次いだ。

(1972年—1978年)においては、台湾信託業務が資金量を11.77倍、貸付金を7.16倍に急伸させたのに対して、普通銀行は、預金量を4.25倍、貸付金を4.5倍に成長させたに過ぎない¹¹⁾。

三. 問題点

信託業にかかる法制面の対応は、業務の発展に対して頗る遅れていた。基本法が整備されていないので、真正な信託業務はまだ進展を見せず、様々な問題が顕在化するようになった。

1. 信託業務に関する法理の欠如

1996年に「信託法」が、2000年に「信託業法」が制定されるまでの台湾には、信託業の法制度に関する多数の規定が事実上存在していたものの、これらの規定は、上述の「銀行法」などに分散しており、基本法は制定されていなかった。信託及びその業務の性質、当事者の権利義務、特に信託業者の義務と責任及び信託財産の独立性などの基本的な内容は、上述の「銀行法」及び行政命令に若干の個別規定が設けられていたが、十全には整備されておらず、信託税制及び信託に関する基本的な法律関係を定めたものではなかった。信託に関する法律上の概念は、その多くが司法による判決、判例によって形成された¹²⁾。法律上の根拠の欠如は、投資家の利益

11) 前掲注(1)163頁。

12) 台湾の最高法院（最高裁判所）は、信託法が制定される前においても相次いで判決を出し、「法官造法」（裁判官が法を作る）方式により、「信託行為」、「信託関係」、「信託契約」及び「消極信託」などの法的概念を構築した。信託行為については、最高法院62年度台上字2996号民事判例で「通常いわれる信託行為とは、委託者が財産の所有権を受託者に移転し、これを権利者とするにより当事者間における一定の目的を達成する法律行為をいう」と、最高法院73年度台上字2388号民事判例で「信託行為とは、委託者が受託者に経済目的を超える権利を付与し、経済目的の範囲内に限り権利の行使を許可する法律行為をいう。信託関係は委託者による信託契約の締結により発生する」と判示した。信託契約については、最高法院70年度台上字1984号民事判例で「信託契約の性質は委任契約と同じとはいえないが、きわめて近似しており、民法549条1項（「各当事者は、随時に委任契約を解除することができる。当事者の一方は、契約を解除することによって相手方に損害を与え

を保障できず、信託業務の展開及び増進を保証できないといえよう。

2. 不分明な信託投資会社の位置付け

信託業務に関する法理が欠如していたので、信託投資会社の位置付けは不明であった。信託投資会社の性質、及び営む業務については、社会的認知度が低く、偏見が蔓延していた。

信託投資会社の性質については、「銀行法」100条が「受託者として、特定の目的に従い、信託財産の引受・運用を行い、または投資仲介業者として、資本市場における特定の目的の投資を行う金融機関をいう」と定義する。信託と投資を合わせた当該定義により、信託投資会社の位置づけは受託者及び投資仲介業者とされたのである¹³⁾。また、「銀行法」20条により、台湾の銀行は、商業銀行、貯蓄銀行、專業銀行及び信託投資会社からなるとされていた。信託投資会社を銀行とみなすとするこの規定は、100条の如上規定と整合しないし、信託業者の本質にも反することから、混乱を招いた。

↘えるときは、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、当該当事者の責めに帰することができない事由で契約が終了するときは、その限りではない」)の規定を類推適用し、当事者のいずれの一方も随時信託契約を終了させることができる」と、最高法院71年度台上字2669号民事判例で「信託契約とは、委託者が一定の経済上の目的を達成する為に、当該目的に従って財産権を受託者に移転して、これを権利者とするものであり、かつ受託者を当該目的の範囲内で権利を行使するよう拘束する契約をいう。かかる契約においては、対人的な信用関係に重きを置かれることから、委託者は受託者の承諾を得ずに、信託契約により発生した権利義務を包括的に他人に譲渡してはならない」と判示した。消極信託については、最高法院71年度台上字2052号民事判例で「受託者は、信託財産について権利者の名義を引き受けるのみでなく、信託契約で定める内容に基づき、積極的に信託財産の管理または処分を行わなければならない。委託者がその財産を名義上受託者に移転しただけの場合、受託者は一貫して管理または処分の義務を負うことはない。財産の管理、使用又は処分を全て委託者が自ら行う場合は消極信託となり、確実に正当な理由がある場合を除き、通常は多くが通謀による虚偽の意思表示となり、脱法行為を形成しやすく、法院がその行為の合法性を是認することは困難である」と判示した。(王・前掲注(5)12-17頁参照。)

13) 陳・前掲注(5)77頁。

なお、信託投資会社の業務範囲は、前述の1970年に制定された「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」により、信託資金收受業務（委託者による用途指定業務¹⁴⁾と会社の確定用途代行業務¹⁵⁾を含む）及び証券業務（証券受託販売と証券投資信託業務）であって、1973年に制定された「信託投資会社管理規則」により拡大された¹⁶⁾。さらに、「信託投資会社管理規則」の1983年及び1991年の改正は、信託投資会社の業務範囲を変更し、次の5つに定めた。すなわち、① 信託業務（信託資金・財産、証券投資信託、遺言信託などの受託の引受け）、② 投資業務（公債、社債、金融債及び株式への投資）、③ 与信業務（中長期貸付及び保証などの業務）、④ その他の業務（証券の発行及び登記などの代理、顧問などの業務）、⑤ 中央主管機関が認めたその他の業務、である。

上述の改正は、信託投資会社が信託業務を営むことを規定したものの、信託そのものの概念が不分明である状況においては、その信託業務も有名無実と言わざるを得ない。

-
- 14) 信託資金の用途が委託者に指定されるタイプの信託業務である。「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」の3条によって、以下の5つが定められていた。すなわち、① 生産事業への投資、② 商業用不動産への投資、③ 有価証券の売買、④ 製造業への貸付、⑤ その他の政府が認めた用途、である。
- 15) 信託資金の用途を信託投資会社が確定するタイプの信託業務である。「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」の3条によって、以下の6つが定められていた。すなわち、① 証券市場での製造業に関する株式の売買（ただし、その資金は全ての信託資金の5%を上回ってはならない）、② 製造業の社債の購入（ただし、公営事業を経営して銀行の担保を取る会社が発行している社債に限る）、③ 公債及び国債の購入、④ 金融機関への預け入れ、⑤ 製造業への中長期の貸付、⑥ その他の政府が認めた用途、である。
- 16) 「信託投資会社管理規則」は「信託投資会社設立申請に関する審査承認原則」が制定した業務範囲（信託資金收受業務及び証券業務の2種類のみ）を拡大した。すなわち、① 信託業務（信託資金・財産、証券投資信託、遺言信託などの受託の引受け）、② 証券業務（証券の売買、証券投資信託業務の取り扱い、証券の発行及び募集に関するアンダーライター業務、証券の登記などの代理）、③ 一般投資業務（製造業への投資、工業区への投資、不動産への投資、公債・国債・社債・金融債及び株式への投資）、④ 与信業務（中長期貸付及び保証などの業務）、⑤ その他の業務（中央銀行が認めた信託業務に関する為替業務、倉庫及び金庫業務、その他の政府が認めた業務）、である。

1973年に制定された「信託投資会社管理規則」は、その29条に「信託投資会社は、……収益率を保証する」との文言を入れた。この規則については、幾度かの改正が施された後も、「収益率を保証する」との文言は残っていた。しかも22条が、「信託投資会社の確定用途代行信託業務においては、信託投資会社が元本の損失について責任を取り、最低の収益率を保証する旨を購入契約に明記しなければならない」とまで規定していた。さらに、「銀行法」もその110条で、「信託投資会社の確定用途代行信託業務においては、信託投資会社が元本の損失について責任を取る旨を購入契約に明記しなければならない」との規定を置いていた。つまり、銀行法及び関連する行政命令が信託資金を商業銀行の預金とみなしていたのである。信託資金の本質から見れば、元本・収益保証というそのような信託投資会社の業務は、信託業務とは言えなかったのである。

信託投資会社は、信託業務の専門機関というよりも、むしろ商業銀行のように銀行業務を営んでいたといえよう¹⁷⁾。

3. 関連する法制度の間での不整合

基本法が整備されず、信託業が銀行法及び一連の行政命令によって規制されていたということは、理論的にも、実務上の観点からも、関連する法制度の間に不整合が窺える。上述の規定により、信託投資会社は商業銀行のように銀行業務を営み、理論上では信託業者の本質に反していた。

また、実務では「銀行法」と多様な行政命令という、信託業に関する二重規範の弊害が表面化しつつあった。例えば、「銀行法」は、1947年の改正により、その第6章で、「信託会社」を規制するようになった。そして政府は、1959年、「銀行法」に基づいて「中華開発会社」に免許を与え、同社が信託会社として信託業務を営むことを認めた。しかし、信託業が発

17) 信託投資会社が商業銀行に類似し、銀行業務を営んでいたということに関する論説については、何・前掲注(7)34-35、42頁、陳・前掲注(5)74-75頁、陳春山「信託業務之規範——信託業法草案之規劃」台湾經濟金融月刊1995年31卷9期1頁等を参照されたい。

展するに伴い、政府は、「銀行法」の規定に基づくのではなく、一連の行政命令によって新たな「信託投資会社」を創設し、規制した。既述のとおり、「信託会社」と「信託投資会社」とは、法令上の不整合である¹⁸⁾ので、行政命令に基づく「台湾第一」、「中国」、「中聯」、「国泰」、「華僑」、「亜州」などの信託投資会社と、上述の「銀行法」に基づく「中華開発会社」などは、不平等な扱いをされていた。1970年の「信託投資会社管理弁法」は、その2条で、「本弁法でいう信託投資会社とは、『銀行法』の信託会社の章及び『信託投資会社設立申請に関する審査承認原則』に関する定めに基づいて、『会社法』により成立する股份有限公司をさす」と規定し、信託投資会社に「銀行法」を適用することができることを明らかにして、また、既述のとおり、「銀行法」は1975年にも改正され、第6章の「信託会社」が「信託投資会社」へと変更されたものの、このような不平等な取り扱いを消したわけではない。すなわち、両者の間で依然として業務の範囲や制限に関する規制に不整合が少なくなく、「中華開発会社」が引き続き、製造業及び不動産に直接投資するなどの特権を享受していた。従って、統一の法制度がない状況、すなわちこのような信託業の「一業両制」という現象は、信託業の混乱及び放漫経営などが多発する大きな要因であった。

4. 監督の欠如とリスクの懸念

「銀行法」の信託業に係る規制及び信託業に関連する行政命令はいずれも、リスクにつきこれを回避または軽減する措置をほとんど有しなかった。実務上、信託投資会社に対する監督が不十分であった。一方、当時の信託投資会社は、資金調達のコストが高いなどの理由で、新しい業務を開発し、様々な広範の金融サービスを提供していた。商業銀行の業務や保険、証券委託売買業務などを兼営することができ、「金融スーパーマーケット」と呼ばれていた信託投資会社は、特に1983年の「信託投資会社管

18) 上述のように、信託業者の呼称の相違については、1975年に銀行法が改正され、第6章が「信託投資会社」と改称された。

理規則」改正により、不定期の信託資金の調達及び短期証券への投資までも認められたので、そのリスクが懸念されていた¹⁹⁾。1985年の「第十信託不正融資事件」²⁰⁾を嚆矢として、信託投資会社は、様々な取り付け騒ぎを起こし、社会的イメージが悪化していった。

林鍾雄教授によると、信託投資会社なるものは、「台湾の金融体制の創設であって、世界各地には存在しない」²¹⁾。法制度及び監督態勢の不全による落とし子である。信託投資会社は、信託業者ではなく、むしろ商業銀行として発展しており、当初の立法趣旨に反していたのである。真正な信託業務を成長させることができなかつたのみならず、一連の信託投資会社の取り付け騒ぎは、信託業を根底から揺さぶり、民間の投資意欲を一層減退せしめた。信託資金の残高が全金融機関の預金残高の中に占める割合は、1978年の7.75%から1987年の3.63%へと下落した²²⁾。

II 台湾における信託業法の制定及び影響²³⁾

一. 台湾信託業法の儀範——日本信託業法の制定の事情

1. 日本信託業法制定前の信託業の状況

「日本の信託業は1922（大正11）年の「信託法」、**「信託業法」**成立をもつ

19) 何・前掲注(7)42頁。

20) 台湾国泰信託投資会社の傘下にある「第十信用合作社」が10年前から19億2500万ドル相当の不良貸し付けをしていたということが表面化したことにより発生した取り付け騒ぎである。これが事件として発覚される前の1983年、財政部（日本の当時の大蔵省（今日の財務省＋金融庁）に該当）は、金融監査時に、その不良貸付を発見し、行政指導をしたものの、早急に有効な監督措置を取ることをせず、経営状況が深刻になった。具体的には、何・前掲注(7)43-44頁参照。

21) 林鍾雄が主催した研究報告「当前我国信託投資公司的功能与問題之探討」台湾行政院研考会編1981年25頁。

22) 吳光雄「我国信託投資的過去現在与未来」開發信託1988年9期5頁。

23) 台湾の「信託業法」は2000年、2004年、2005年、2006年及び2008年に改正され、5回の修正が行われた。ここで述べるのは、2000年制定当初の「信託業法」の内容及び条文をさす。

て本格的活動期にはいったとみられ、近代的金融機関としての信託会社の成立発展はそれ以後のこととあって過言ではない²⁴⁾。しかし、信託会社と称する最初の会社は、明治39年に設立された「東京信託株式会社」と言われている。これをきっかけに信託会社が相次いで設立された。信託業法成立前の信託業、いわゆる「黎明期」における信託会社の状況はいかがであらう。

加藤俊彦教授は、農村における信託会社は、「要するに『信託』の名を冠した高利貸資本のおくれた農民への吸着であるに過ぎ」ないこと、また都市における信託会社は、「多分に高利貸銀行の名をもって呼ばれていたものであり、それ自身高利貸資本に他ならなかった²⁵⁾」と推定している。それに対して、麻島昭一教授の研究は、信託会社の業務を上述の「高利貸」に基づいて拡大したものと推定する。同教授は、第一次大戦終了までの大信託会社については、「貸金業者としての性格のほか不動産業者的性格も併せ考慮すべきではあるまいか。第一次大戦前の信託会社は不動産業務と密着していた²⁶⁾」こと、また「第一次大戦後においては信託会社の頭部は変質を示し始め、金銭信託に重点を置く金融機関としての信託会社がその形態を整えるにいたった。少なくとも頭部の大信託では信託業務への依存度は高まりつつあったとあってよい²⁷⁾」と主張している。つまり、当時企業金融の一翼を担っており、金融機関としての地位におく大信託会社

24) 麻島昭一「黎明期における信託会社の考察——信託業法施行前の大信託会社の実態——」金融経済(60)1960年2月77頁。

25) 加藤俊彦「日本における信託業の発生と発展」経済学論集23(4)1955年10月16頁。

26) 麻島・前掲注(24)107頁。

27) 第一次大戦後の特色としては、運用資本の中で信託財産のウェイトが大きくなったこと、信託財産の内訳では信託金ないし信託預金が多いこと、すなわち、のちの金銭信託に相当するものが中心となったこと、不動産売買益、不動産手数料が相対的に重要性を失っていくことが指摘できる。さらに、資金運用面でも不動産抵当貸付から財団抵当貸付、証券担保貸付、手形貸付などへの移行、不動産投資から有価証券投資への移行が見られる。このことは、第一次大戦終了までの信託会社が不動産と密着していたのに対し、戦後は不動産から次第に離れ、有価証券投資がクローズアップされる。麻島・前掲注(24)108頁。

と、都市・農村に多くみられる高利貸的な弱小信託という「分解現象」²⁸⁾が窺える。

斯くして、信託にかかる法制度が整備されていない時代には、「信託」は曖昧な意味で使われており、当時の信託会社は本来の信託業とはいいい難い²⁹⁾と思われる。当時としては信託会社の上位にあるこれら大信託会社でさえ、信託業務への依存度は小さく、収益面ではまだ信託業務だけで自立するに至らず、なおも自己資金の運用益や他業の手数料収入でカバーせざるをえなかった。信託会社は不動産業者的、あるいは金融ブローカー的、あるいは地方小銀行と大差のない貸金業者的性格を兼ねていたから、「いわゆる信託会社の名に値したかどうか疑問を抱くのは当然であろう³⁰⁾」。

そこに信託会社の未成熟さが窺われ、「中産階級以下特に都市細民の要求に応え得る金融機関がまだ存在していなかったという『我国金融系統ノ不備』³¹⁾に基因するものであった³²⁾」。すなわち、当時の日本は「社会の進歩、文化の程度まだ遠く米国に及」んでいなかったという社会経済基盤の未成熟さや、「信託事業に付特別の法制^{ママ}を存せざる為同業者財産管理の重

28) 麻鳥昭一「信託業法施行による信託会社の変質(上)」金融経済(68)1962年5月27頁。

29) 栗栖越夫『信託及附随業務の研究』(文雅堂、1924年)に掲載されている「全国主要会社内容及業績表」によると、当時の全国主要会社240社は、次の通りである。

① 単純に固有名詞を冠したもの：127社。

② 営業上の特徴を表す名称を含むもの：102社。うち商事36、証券22、不動産17、倉庫5、物産3、保証2、精米穀物2、木材2、商工2、汽船2、その他9。

③ 興業、実業、勸業を名乗るもの：11社。

上記②の営業上の特徴を表す名称を含むグループには、商事会社、証券会社、不動産会社の性格を強くもった信託会社がかなりあることを示している。興業、実業、勸業を名乗るものの中にも商事会社的なものもあったであろうし、単純に固有名詞を冠したもののうちにも商事、証券、不動産業務を営むものが相当あったと思われる。かかる推測は、「東京信託」、「神戸信託」、「織田信託」など当時著名の大信託会社においてすら固有信託業務の比重が小さく、雑多な業務を営んでいたことに鑑みれば、「失当ではない(麻鳥・前掲注(24)106頁)」という麻鳥教授の見解が当を得ていると思う。

30) 麻鳥・前掲注(24)106頁。

31) 「共済銀行法案・信託業法案 大綱ノ説明」(大正元年10月21日)「藤田家文書」第64冊。

32) 山田昭「信託法制の制定過程(1)」信託(113)1978年5頁。

責を全うせざる」法制上の不備によるものではあったが、財産管理業務の収益性が低い反面で、「信託なる流行的名詞を冠」して行う銀行類似業務ないしは無尽業務の収益性が高いこと、「金融系統ノ不備」によりこれらの高利貸的業者に依存する資金需要が存していたことによるものでもあった³³⁾。また、「金融系統ノ不備」に乗じて、「信託会社の名に於て暴欲と高利貸は横行しつつあるという状況は社会問題を激化させる一つの有力な要因³⁴⁾とされる。

2. 信託業法の制定及び影響

当時の信託業務の営業内容は、現在の信託業務のそれとは趣を異にしていた。しかも、一部不健全な業者が存在したため、法整備による正常化の気運³⁵⁾が生じ、大正11年に信託法とともに信託業法が制定された。

信託業法の制定が、真正の信託業務の発展を望み、「社会奉仕的な財産管理運用機関として信用強固な大資本によって営まれることを期待し、当時存在した不健全な銀行類似会社の一掃を狙った以上、業法に盛られた諸規定は相当に厳しい制約を信託業に課した³⁶⁾」。投機性、危険性のある業務、例えば、土地、有価証券、動産の売買・仲介や、事業経営の引受、その他多くの附随業務が禁止された。

33) 山田・前掲注(32)5頁。

34) 山田・前掲注(32)5頁。

35) 成案として最初のものである大正3年の信託業法案は、信託業法制定の必要性について、以下の3点を挙げている（山田・前掲注(32)12頁）。

第一は、薄資で基礎薄弱なる当業者及び類似業者の取締りである。

第二は、信託の実体法が不備な現状において、信託受益者の保護のために、信託会社に対する監督が必要であり、そのため信託業法の制定を要するという、いわば私法上の不備を営業法規によって補完してゆこうとする考えである。

第三は、最も緊要な課題として、立案趣旨書がかなりの部分を割いて力説する「銀行業務との競合」、金融行政上のバランスの問題である。

36) 麻島・前掲注(28)24頁。具体的な厳しい制約は、信託会社の概念、資本金、信託目的、付随業務、固有資金の運用、供託金などについての規定である。投機性、危険性をおびて信託会社の信用が害されることを防ぎ、信託会社の銀行類似業務を除去する意向であった。

信託業法施行を境として日本信託業は、その体質を一変した。その影響は、以下の通りである。

(1) 既存信託会社の転業・廃業

既存の信託会社の多くは「『信託』という名称をはずし、従来から営業の中心としていた業務に専念することになった³⁷⁾」。その「営業の中心としていた業務」の多くは、商業、証券、不動産業務であった。かかる色彩を帯びた信託会社は、信託業法施行後に、証券業や不動産業に転身したと思われる。また、社名から信託の名を外した会社が、その高利貸的な資金融通業務から銀行業に転身することもあったようである。斯くして、「信託業法により大多数の信託会社は淘汰されたが、それは信託業から他業に転換あるいは廃業するというよりは、その会社の主業に専念し自称信託業務を切り捨てて社名を変更するという形の脱落であった³⁸⁾」。

このような淘汰によって、厳しい規制下での存続を決意した比較的大規模な優良信託会社だけが残り、新設信託会社とともにその後の信託業を担うことになった。

(2) 営業状況

麻島教授の信託業法施行後の営業状況(大正末年まで)の分析³⁹⁾によると、存続信託会社のうち、信託業法に対応できず、自己資金運用への依存度が依然として高く、信託財産は、減少ないし停滞し、その反射として収入源を圧倒的に利息収入に依存する業者は、信託業務にかかる業績不振を余儀なくされ、まもなく脱落せざるをえなくなった。他方で、業法に適應している業者は、自己資金に数倍する信託財産を受託して、払込資本利益

37) 麻島昭一「信託業法施行による信託会社の変質(下)」金融経済(69)1962年5月25頁。
転業した信託会社の多くは、商号を変え埋没してしまった。实例としては、「帝国信託」は、「日本土地信託」、「市岡沿岸土地建物」などと合併して「関西土地」と改称、信託業を廃止した。その他の信託会社は、「信託」の名を棄てて、信託業を廃業した。实例としては、「大阪証券信託」は「大阪証券商事」と改称した。(同26頁)。

38) 麻島・前掲注(37)42頁。

39) 麻島・前掲注(37)32-43, 47-52頁。

率も高く好配当を可能としており、拡大発展を遂げた。新設信託会社も同様に信託財産を順調に増加させて、自己資金に対する倍率が大きい傾向も見られた。それでも、収入源としての信託報酬は、利息収入（貸付金・預金の利息）、有価証券収入（配当、利息、売買益、手数料等）には及んでいなかったが、上述の傾向は、信託業法施行後の信託会社の発展方向を示すものであった。

大正11年の旧信託法と旧信託業法の制定により、今日の意味での信託制度および信託業務の概念が成立したのである。「政府の立法精神はみごとに達成されて、金融機構の整備は、完成に向い一步近づいたように見えた。確かに不良信託の一掃という狙いは成功し、その後の信託会社には、世の非難を浴びる不信行為は無くなった。この功績は大きい⁴⁰⁾」とされる。

3. 日本信託業法制定の示唆

日本は、東アジアにおいて最初に信託にかかる法律を立法した国である。信託関連法の立法は、大正期における重要な立法事業の一つであり、内閣が変わるごとに引き継がれた。英米法系に属している信託法の立法のため、最初は「米国・カリフォルニア州民法典（California Civil Code, 1872年制定）と、インド信託法（The Indian Trust Act, 1882年制定）」を母法として、信託のあるべき姿を模索した。社会経済事情と立法との関連に取り組みながら草案に修正・変更を加えるうちに、「日本の独自の法文が増加してくるし、当初、これら二法（引用者注：上記加州法およびインド法）を範としたとみられる条文の中には、消滅するものも出てきており⁴¹⁾」、「信託法規は、約10年間の歳月を経てようやく成立に漕ぎつけたが、この間立法思想には顕著な変化が認められる⁴²⁾」。すなわち、草案段階にみる内容と、成立した法律内容の間には、多くの重大な差異を指摘することができる。

40) 麻島・前掲注(28)36頁。

41) 山田・前掲注(32)66頁。

42) 山田昭『信託立法過程の研究』（勁草書房、1981年7月）1頁。

例えば、明らかに銀行業との兼営を容認した大正初期の草案から、兼営を否定した大正8年案への転換、中産者以下を対象として想定した大正元年案から、大口財産家に限定した大正6年案への転換、そして、信託業法一本で構想されている大正初期の草案から、信託法と信託業法の二法に分割した大正7年案への転換などである。

以上のことより、日本における信託業法の制定から受ける示唆として、信託関連法の立法には社会政策的側面があるということである。信託法制はもともと財産の管理・運用に関するものであって、純粋な金融立法とみるべきではない。その社会政策的立法としての性格を併せて考慮しなければならない。「なぜならば、社会を構成する個人、家族、団体の所有する財産は、その社会の経済的基礎であり、その維持・保全は、構成員の存立を保障することを通じて、社会の発展・維持につながる⁴³⁾」。そのために、「信託業法」の制定後、営業信託は日本の風土に合わせた発展を遂げ、今日では「信託の時代」といわれている時期に達するに至っている。日本の信託業務も、ようやくアメリカ並みに多種多様な財産をあらゆる目的のために広範に利用する制度として本格的に開花したといえよう。このような日本における信託業法の模索の過程は、大陸法系という観点で類似している他の東アジアの諸国にとって、重要な参考になると言えよう。

二. 台湾における信託業法の制定

台湾においても、その後、ようやく、信託業の改善の機運が高まり、「台湾経済は数十年の発展を経て、国民の財産が増加し、財産の信託への需要が喚起された。しかし、信託業を規制する『銀行法』の第六章及び関連する行政命令について、一部の内容は時代に適合しなくなっている。一方、台湾の金融制度及び金融市場の自由化に伴い、信託業を適切に規制し、正常な経営と発展を進めるため、信託業法の立法が必要⁴⁴⁾」とされ

43) 麻島昭一「大正初期の信託業法立法事情」金融経済(132)1972年2月16頁。

44) 信託業法の立法総説明 <http://law.banking.gov.tw/Chi/FLAW/FLAWDESC.asp?lsid=7>

た。そして、上述の背景を踏まえ、日本の経験を参考にし、主として日本の立法を儀範として、1996年に信託法、2000年に信託業法が制定、公布された。その結果、以下のような成果が得られ、真正な信託業の時代を迎えるに至った。

1. 信託業務に関連する基本的な法制度の整備

信託法が制定、公布される前においても、台湾最高法院は、信託行為を有効と認め、判決において信託の法律関係についての解釈を試みてきたが、信託にかかる十全な法制度が整備されたとはいえなかった。このため、1996年に信託法の制定を経て、民事信託の法律関係が整備された。次いで、2000年に信託業法を制定し、信託業者の設立と変更⁴⁵⁾、業務範囲、経営規則、監督、自主規制組織及び罰則について多くの規定を設け、信託業者の経営に対する有効な管理監督を期した。

また、信託業務の発展を促すため、2001年には所得税法、遺産及び贈与税法、土地税法、平均地権条例、契約税条例、不動産税条例及び付加価値型、非付加価値型営業税法が改正、公布され、台湾における信託税制の基本的な枠組が整備された。さらに、台湾は、資産証券化法制構築のため、「金融資産証券化条例」及び「不動産証券化条例」を制定するとともに、「証券投資信託及び顧問法」を制定した。上述の法令によって、台湾の信託業法に関連する法制度が整備され、法令間の不整合に関する「一業両制」などの問題も解決された。

2. 正当な信託業者の規制

(1) 「信託業法」による規制の対象

信託業者とは、信託業法に基づき、主務官庁の許可を得て信託の取扱いを業とする機関をいう（「信託業法」2条）。この定義により、信託業者は投

↘FL020526&ldate=20150204（2016年3月9日最終閲覧）

45) 「信託業者の変更」とは、「信託業者の合併・休業・解散」等を指す（台湾信託業法15条）。

資仲介業者から分離され、その位置づけが従前より明確化された。信託業者は、主務官庁の許可を受けなければ、営むことはできないものとしたのであるが、許可制という厳しい監督態勢をとる理由については、信託投資会社に様々な取り付け騒ぎが起これ、信託に対する社会的イメージが悪化していた背景がある。そのような状況下において、信託業者の適格性を重視する信託業法の制定により、不法行為の減少と信託業の発展を保障しようとしたのであろう。

(2) 不明な信託投資会社の位置づけ

信託投資会社の業務が銀行業務と類似していたので、台湾政府は、「信託業法」を制定する前の1991年に、「信託投資会社の商業銀行への転換にかかる申請に関する規定」を制定し、信託投資会社の商業銀行への転換を推唱した。「中国」、「国泰」、「中華開発」、「台湾第一」などの信託投資会社が商業銀行に転換し、「中聯」、「亜州」などの信託投資会社が商業銀行と併合した。「信託業法」の施行後は、「本法の施行前に銀行法により制定された信託投資会社は、5年間で、兼営の証券自己売買業務、製造業への直接投資、住宅建築及び商業建築への投資業務について、分離、売却または縮小をもって、銀行法による商業銀行への転換、または本法による信託業の営業許可証を申請しなければならない」⁴⁶⁾とされた(60条)。「信託業法」は、従前の信託投資会社が当面はその業務を継続することを容認したものの、一定の期間内での商業銀行への、または正当な信託業者への転換を要求し、信託業の主な担い手の確保を図った。

(3) 銀行の信託兼営

信託業者については、上述のように主務官庁の許可を得て信託の取扱いを業とする機関のほか、銀行が主務官庁の許可を得て信託業務を兼営する

46) 2000年12月の「信託業法」の改正により、60条は、「本法の施行前に銀行法により設立された信託投資会社は、5年間で銀行法及び関連する規定により商業銀行、あるいは本法により信託業者への転換を申請しなければならない。主務官庁は必要な場合において、一定の期間で本法の施行前に銀行法により経営する業務につきその一部の停止を命ずることができる」となっている。

場合もこれに含まれ、信託業法の規定が適用される（「信託業法」3条1項）。信託業を営む組織については、主務官庁の許可を得て信託業務を兼営する銀行以外は、株式会社に限られる（「信託業法」10条1項）。従って、信託業法という信託業者には、信託業法を専業とする株式会社（信託会社）と信託業務を兼営する銀行の2種類が含まれることになる。

中国では、厳格な信託分離主義が採られ、信託業務を業とする信託会社は、専業でなければならない。このような専業主義は、以下のようなメリットを享受できる。すなわち、① 利益相反行為を回避することができ、受託者としてもっぱら受益者の利益のため財産の管理・運用をすることができ、② 専業とする金融機関の知識及び管理レベルが高く、低コスト高品質のサービスを提供することができる⁴⁷⁾。それに対して、信託業務は銀行に兼営せしめるという兼営主義は、信託財産がその銀行の① 信用度、② そのほかの部門との提携及びそこからのサポート、③ 顧客層、④ 支店網等のメリット、を享受し、信託業務を急速に発展させることができる。それゆえに、日本は、第二次世界大戦中の戦時資金統制の強化のため、弱小信託会社を銀行に合併させることを目的として政府が1943年に「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（現・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）」を制定し、終戦の年の末には12行の信託兼営銀行が存することとなった。他方で、専業の信託会社はわずか6社となった。しかし、その一部で銀行勘定と信託勘定とが混同された業務運営が行われ、金融の混乱要素となったので、1953年からは、信託銀行と普通銀行と市場を棲み分けさせる政策が採用され、信託業務は信託業務を主業とする信託銀行にだけ認められた。しかし、その後、1993年には「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「金融制度改革関連法」）」が制定され、信託子会社（信託銀行）による参入が順次認可され、2002年には、都市銀行・長期信用銀行及び農林

47) 陳・前掲注(5)77頁。

中央金庫の本体による信託業務への参入までもが解禁されるに至った⁴⁸⁾。

台湾では、「信託業法」の制定に当って、国内の金融及び法制度が日本における信託業務の発展過程と異なり、台湾財政部元部長である邱正雄の主張した通り、「基本的に、最初の信託業務はほとんど銀行の信託部により行われ、銀行は既に芳しい社会的イメージを持っていた。したがって、信託業務が銀行によって営まれることが早道であろう。しかも、信託業者に対する最低法定資本金額は30-50億台湾ドルという制限があるので、単独で(ゼロから)專業信託業者を設立することは相当の困難を伴う⁴⁹⁾」とされる。日本のような信託業務を主業とする信託銀行(「主業主義」と称されている⁵⁰⁾)を採用することはできないと主張された⁵¹⁾。それを受けて、信託業法は、信託業務を專業とする信託会社と信託業務を兼営する銀行の2種類の信託業者を制定した。他方で、銀行が兼営する場合は、商業銀行が「信託法」と「信託業法」のみならず、「銀行法」、「金融持株会社法」、ファンド及び投信投顧(投資信託・投資顧問)に関連する法令等により規制され、法律的な制限が厳しく、柔軟性が低くなるという欠点が提示されてはいたものの、実際には、現在の台湾では、全ての信託業務は銀行の兼営によるものであり、信託業務を專業とする信託会社は存在しない。

3. 真正な信託業務の展開

台湾の「信託業法」は、日本のように⁵²⁾、信託業務について、金銭信託、金銭債権及びその担保物権の信託、有価証券の信託、動産の信託、不

48) 三菱 UFJ 信託銀行『信託の法務と実務(5訂版)』(金融財政事情研究会, 2008年) 285-295頁参照。

49) 台湾立法院第四回第二期財政, 司法, 衛生環境及び社会福利三委員会第一回合同會議記録。

50) 陳・前掲注(5)78頁。陳春山教授によれば、信託業者には、專業主義, 兼業主義及び日本のような主業主義という三つの形式がある。

51) 陳・前掲注(5)78頁。

52) 信託業法施行規則6条1項。

動産の信託、賃借権の信託、地上権の信託、特許権の信託、著作権の信託、その他の財産権の信託に分類し（16条）、注意義務を代表とする受託者の義務及び受益者の利益の保護に重点を置いている（23-27条）。その他の当事者の権利義務に関しては、「信託法」により規制されている。また、信託業への監督について、多くは「銀行法」の規定を準用し、專業信託会社と兼営銀行とが平等な監督を受けることができるようにしている⁵³⁾。

「信託業法」の下、信託業務は、上述のように銀行業務と近似した状況から、真正な信託業務の展開へと変貌した。2014年末の時点で、信託業者が受託管理している信託財産総額は6兆9,380億台湾ドル、2013年末の総額より3,022億台湾ドル増加した。うち、金銭の信託については、信託業者が受託管理する信託財産が、信託財産総額の85.92%にあたる5兆9,612億台湾ドルに達した。そして、不動産の信託及び有価証券の信託の信託財産は、それぞれ6,458億台湾ドル、2,861億台湾ドルで、信託財産総額の

【表2】 信託業務統計⁵⁴⁾ (単位：100万台湾ドル)

業 務 別	2013年末		2014年末	
	金額	%	金額	%
金銭の信託（証券投資ファンド、先物ファンド保管は含まない）	3,877,764	58	4,053,498	58
金銭の信託——証券投資ファンド保管	1,901,640	29	1,905,189	28
金銭の信託——先物ファンド保管	4,300	0	2,606	0
金銭債権及びその担保物権の信託	55,311	1	34,798	1
有価証券の信託	276,398	4	286,180	4
不動産の信託	508,949	8	645,831	9
その他の信託業務	9,619	0	9,960	0
合 計	6,633,981	100	6,938,062	100

53) 林顯達「信託之介紹——兼論信託業法之研究」台湾經濟金融月刊32期19頁。

54) 台湾信託業2014年年報，中華民國信託商業同業公會ウェブサイト参照。http://www.trust.org.tw/files/1041018100001.pdf（2016年3月9日最終閲覧）

9.31%、4.12%である(表2参照)。

上記変貌により、以下の特徴が見られるようになった。

① 投資対象

台湾信託の主な投資対象は、国外有価証券である。これは、日本の信託業務と異なり、台湾の信託業務の最も大きな特徴と言えよう。業務の沿革から見れば、台湾の信託業務は海外ファンドへの投資に対するニーズがきっかけとなって発展していた。しかも、信託商品が多様化している今日においても、国外有価証券への投資は依然として一定の地位を占めている。信託財産の主要な管理・処分方法については、中国では融資であると考えられているが、台湾においては、それは融資というより有価証券投資等である。

② 信託業務の多元化

台湾における信託制度の実務面での発展を俯瞰すれば、信託に本来備わっていた財産の保全、財産の価値向上及び公益促進などの基本的な機能を、徐々に消費者保護、債権確保、リスク制御、住民の権益の保護及び家族の保護などの新たな機能へと拡大し、これを多元的に発展させることで、現代経済社会のニーズを満たしていることが見て取れる。台湾の信託業務は、日本に倣った信託業法を制定してから、独自の道を開拓し、個性的な業務を開発し続けている。そのうち最も重要な信託業務は、次の2つであると考えられている。

(i) 商品ギフト券信託

前払い型の消費につき、企業経営の悪化によるリスクを回避し、消費者の権益を保護するために、台湾では商品ギフト券信託を発展させた。実務面では、商品ギフト券のみならず、生前契約⁵⁵⁾、ICカード乗車券などの取引で、消費者は代金を前払いし、企業は銀行と前受金信託契約を締結し、自益信託を成立させる。消費者の権益を確保するために、前受金信託

55) 生前契約とは、主に葬儀場と締結する契約である。その内容は、当事者の死後の葬儀に関する事項であり、儀式の手配、必需品の準備などを含む。

契約において受益権自動譲渡条款を設け、受益者である企業に破産、会社更生などの事由が発生し、取り決め通りに商品又はサービスを提供できなくなった場合、受益権は自動的に消費者に帰属し、これにより消費者に対する企業の債務が相殺される。管見によれば、中国と日本では、このような商品ギフト券信託はまだ導入されていない。

(ii) 不動産開発信託

日本における不動産信託は、不動産管理信託、不動産処分信託、不動産設備信託及び土地信託に大別されている⁵⁶⁾。台湾における不動産開発は、事業執行型が皆無となっており、資産管理型の不動産開発信託にとどまっている。すなわち、受託者は建築物の建設工事発注と資金調達等の事務については責任を負わず、建設会社、地権者又は建築物の施主が建設用地と建設資金を受託者に供して信託を設定するのである。受託者は、契約の履行を管理するとともに、その建設資金を工事の進捗に合わせて支弁するための専用資金として使用する。なお、台湾では2011年5月に予約販売建物の標準的な売買契約履行保証制度⁵⁷⁾が施行されてから、予約販売建物契約履行保証型の不動産開発信託が進められており、建物の予約購入者の権益を保護している⁵⁸⁾。中国における不動産信託は、信託登記及び税制が不整備であるため、委託者である投資家が自分の資金を受託者に供して信託を

56) 三菱 UFJ 信託銀行・前掲注(48)559頁。

57) 売買契約履行保証制度とは、予約販売建物契約履行保証型の不動産開発信託において、不動産開発信託を契約履行保証の選択項目に組み込むことで、予約販売建物の売買における買主（購入者）の権益を保障している。

「予約販売建物の標準契約記載事項における契約履行保証に関する補足規定」（台湾の行政院に属して内政を所管する最高行政機関である内政部が2013年に発出した行政命令である）の1条によれば、不動産開発信託の内容とは、ディベロッパー又は施主が建設プロジェクト用地と建設資金を一定の金融機関又は政府の許可を受けた信託業者に託し、契約履行の管理を行うことであり、建設資金は工事の進捗に応じて特定の用途に使用されなければならない。また、売買双方が予約販売建物の売買契約を締結する際、売主は上記の信託に関する証明書又はその写しを提供しなければならない。

58) 王志誠／著＝新井誠／監訳『台湾信託法の理論と展開』（日本加除出版、2014年）63-89頁参照。

設立し、受託者が受益者の利益の為に当該信託財産を不動産会社又は建設工事に投資し、利益を享受するにとどまっている⁵⁹⁾。この観点より、中国の不動産信託は、「不動産投資信託」と呼ばれる方が適切なのかもしれない。

以上より、不動産信託に関して、日本では、受託者に与えられた不動産の積極的な管理・処分、及び関連する事業執行の権能に、台湾では、受託者に与えられた建設資金の管理の権能及び建物の予約購入者の権益の保護に、中国では、受託者の投資の権能に、それぞれ重点が置かれているといえよう。

59) 周小明『信託制度：法理与実務』（中国法制出版社、2012年）469頁。